

事前対策

■消火設備の管理について事前に確認すること

- 消防設備（スプリンクラー等）にPFOS・PFOAが含まれているか確認
（確認方法：消火タンクの表示や消防設備点検報告書で確認。）
- 消防設備の操作手順を確認
- 消防設備の定期点検の実施
- 消防設備からの泡消火薬剤漏出時の緊急連絡網を作成し、見やすい場所へ掲示
- 産業廃棄物業者等の連絡先の確認

事故発生時

■事故発生時の初動対応（第一発見者が行うこと）

- ① 消防設備の停止
- ② 施設管理者への連絡（事故の発生時間、場所、原因、被害状況等）
- ③ 事故現場の安全対策（立入禁止区域の設定など）

■施設管理者の対応（施設管理者が行うこと）

- ① 泡消火薬剤の漏出の有無を確認
- ② 安全対策の実施（必要に応じて消防等（119）と連携）
- ③ 施設外部への流出を防止
- ④ 泡消火薬剤の回収（ドラム缶等、密閉できる強固な容器で保管※基準あり）
- ⑤ 施設外部への流出の有無を確認

※事故発生後すみやかに那覇市役所へ連絡

- ・ 平日午前8時30分～午後5時15分 ⇒ 那覇市環境保全課（098-951-3229）
- ・ 上記以外の休日・夜間 ⇒ 那覇市役所代表（098-867-0111）

事故後

■泡消火薬剤や汚染物等の保管・処理について（保管・適正処理フロー参照）

- ① 回収した泡消火薬剤や汚染物等の保管（保管基準有り）
- ② 産業廃棄物処理許可業者への処理委託（処理委託契約の締結・マニフェスト交付）

【那覇市環境政策課 産業廃棄物G：098-951-3231】

■施設外部への流出が確認された場合

- 水質汚濁防止法に基づく事故報告を、速やかに届出をお願いします。

【那覇市環境保全課 水質保全G：098-951-3229】